

## 菅君の路政論を讀むで

田 中 好

鐵道省事務官菅健次郎君が、昨年本誌の殆ど毎號に亘つて、自動車運送より觀たる橋梁道路の構造と、自動車運送と道路の材料と言ふ題下に我が路政を論じられたことは、本誌編輯の責任者として私の寔に喜ぶところであると同時に、路政に關係する筆者の啓發されたことの尠くないのに對し感謝する。

君が言はるゝ通り道路觀念を離れて自動車運送なく、道路状態の良否を考へずして自動車運送の經濟經營は計り難い、即ち自動車交通と道路とは密接不離の關係にある、近代文化生活に自動車缺くべからざるものとすれば自動車交通を度外視して路政を執行することが出来ない、故に我

國道路の構造を規定する道路構造令や街路構造令に於ても矢張り自動車交通を標準として有ゆる規格が定められてゐて、菅君が所論された構造乃至施工法は總て皆右の構造令が定めてゐるところであつて君の所論と違ふところもあらうが、夫等の點に對しては専門家でない筆者は彼是批評するの資格がないから論議出來ない、唯だ君が言はるゝ通り今の自動車運送業者と道路管理者との間が常に何等の連絡なく遺憾の點が多い、従つて兩者に今少し協調と緩和と理解とが必要であると主張されたことに對しては私も無條件に賛成する。

○ 前内閣時代に江木鐵相が、自動車交通事業法を立案され

帝國議會も通過して既に公布された、之は君の所謂自動車運送事業を統制して其の事業の發達助成を圖らむとするのであつて、運送事業だけの見地からすれば強ち咎むべきでないが、道路運送の見地からすれば強ち咎むべきでない疑問を抱かざるを得ない點が頗る多い、併し夫れは後日論議することにして此處では述べない、併し其の法律には

君が強調されたやうに自動車運送と道路との關係が尠しも規定されてゐないことは、君も定めし奇怪に感ぜらるゝところであらう、勿論夫れは法律の施行令で兩者の調和を計ることも出来るのであるから法に直接の明文がないことを非難するのではないが、頃者聞くところに依ると、鐵道省としては自動車運送業を免許することは道路に關係のないことであるから其の免許處分に方つては道路管理者に關係なく措置すると言ふ意見のやうであつて、君の所論と著しく違つた見解である、一部論者の言ふところに依れば、道路構造の許容する範圍に於て自動車運送を免許するのであるから道路に關係がないと言ふのである、併し君や私の所

期する自動車運送の効果を擧げしむるには、左様な一片の遁辭を以て而かも事實を無視して解決さるべきではない、自動車の交通する道路を管理する者と自動車運送業を爲す者と相協調して行かなければ事業の達成を期することが出来なと思ふ。

夫れには矢張り自動車事業の免許の許否に方つて道路管理者の意見を反映せしむることが肝要である、六大都市の市長會議に於ても矢張り同一の意見を提出してゐるが、鐵道省の一部が之に反對してゐるのは私の首肯することの出来ない點であつて君も亦私と感を同じくさるゝであらう、君の關係されてゐる所謂省營自動車を経営する場合も亦勿論のことである、君の正論を以て一部論者の誤解を矯正して貰ふことは出来ないであらうか。

○

君は橋梁改良集中主義と、出貨の種類に依る橋梁の負荷重力増加主義とを提唱された、成る程道路路自體を改良しても之を接続する附屬物たる橋梁が不完全であつたならば、

交通の連絡を缺ぐことゝ爲るのであるから、橋梁構造の完全を計らなければならぬことは言を俟たない、故に地方に於ては橋梁改築だけの繼續費豫算を設定して時代の要求に應ぜむとしてゐるものもある、財政を緊縮し非募債主義を採つた内閣の下でも橋梁の改築費だけに對しては地方債の募集を許可した位であつて、君の所望さるゝところに向つてゐるのであるが、何分にも地方財政が窮乏してゐるので急に理想的な施設を實現せしむることが出来ない現状である、従つて省營自動車を経営し橋梁の許容する負荷力以上の自動車を使用する場合に於ては橋梁補強に要する費用位は鐵道省自身に於て負擔するやうに、君の所謂自動車業者と道路との協力の實を表現して貰ひたいものである。

○  
道路損傷負擔金の問題に關して、現在の道路狀態では眞平だ、夫れよりは道路管理者の不注意と不完全とを糺彈したいと言つたが、筆者は之には賛成出来ない、蓋し劣悪で管理不十分な道路であると善良な道路であると依つて道

路損傷負擔金の徴否乃至は可否を論ずべきでないからである、いかに劣悪な道路であつても夫れを自動車事業者が利用して一層劣悪なものに化してしまふ、此場合に於て原狀を維持する爲に必要な費用を。公共團體の一般負擔に於て支辨することは負擔の公平を期する所以でないから負擔金制度が是認せらるゝのである、故に道路狀態の善惡に拘らず事業者が特に道路を損傷する事實のあるときは自動車事業者が之を負擔するのは當然と言はねばならぬ。

殊に君は自動車を敵視する土木關係者のあることを責め自動車事業の經營と道路の關係は密接不離であつて、車輛修繕費と道路修繕費とは實に相對的關係であつて、車輛保護の爲に良き道路を望むのであると、言はれてゐるやうな關係があるのであるから事業者が損傷負擔金を負擔するの合理的理由があるのである。

或る地方であつたかと思ふが、省營自動車の爲に道路に砂利を撒布し待避所を設くる爲に鐵道省自ら道路工事を執行したやうに聞いてゐる、是等は現在制度の下では許可承

認工事としては認されてゐる制度であるが、鐵道工夫が道路に砂利を撒布したり道路工事を執行することは、國有鐵道現在制度の下で假令夫れが合法的であるにしても、特定の自動車事業本位に道路を造ることは大に考慮せなければならぬ、君に再考して貰ひたいものである。

君は半年の永きに亘つて地方道路を視察されたそうだが、而して其の結果得られた觀察に就てコゝ結論された、現在道路は技術的に發達してゐるのかも知れぬが、經濟的に如何に改良するかと言ふ問題に付ては果たして何處まで研究されて居るであらうかと、言はれてゐる。道路の經濟的築造の問題は應用技術の根幹を爲す問題であつて、常に論議さるゝ重要事項であるが相當の研究が積んでゐる筈である、君の提唱さるゝ路面の簡易處理方法は、夙に強調され君が米國にあつて道路運送に就て研究さるゝ以前から我國に於ても實行されて來た古い事柄に屬する、唯だ經費の關係上其の普及を見ないのである。

君の所論に對しては深甚の敬意を表するのであるが、君が懸念され其の提唱さるゝ道路材料や道路構造の研鑽に至つては、我國路政界は歐米諸國に勝るとも劣つてゐないことを喜ぶのである、夫れは萬國道路會議に於ける各國の報告に徴して自信する、どうか私が君に希望する以上の諸點に就て自動車運送と路政とが協力して道路運送が一層の効果を擧げ得るやう所望して己まない。

遠さかる車の影や橋の雪  
遠乗りの雪に親しむ峠茶屋

巴  
藤